

所得税の還付申告相談会を行います

問合せ／三島税務署(987・6711)
函南町税務課(979・8109)

対象

年金・給与所得がある人を対象に、三島税務署による還付申告の相談会を左の表のとおり開催します。確定申告期間中(2月16日～3月15日)は大変混雑が予想されます。申告に必要な書類がそろっている人は還付申告相談会へお越しください。
また、住宅ローンなどを利用して住宅を取得し、住宅借入金等特別控除を受ける人は、住宅借入金等特別控除説明会をぜひご利用ください。

※新型コロナウイルス感染症対策として、入場の際は検温やマスク着用、手指消毒、少人数での来場にご協力ください。

所得税の還付申告相談会

日程	場所	時間
1月31日(月)	函南町役場	9:30～11:30
2月1日(火)	2階大会議室	13:00～16:00

確定申告期間中は、会場の混雑が予想されます。還付申告などはこの相談会で申告受付ができます。ぜひご利用ください。

住宅借入金等特別控除説明会

日程	場所	時間
2月10日(木)	三島商工会議所 1階TMOホール	9:00～17:00
2月14日(月)		
2月15日(火)		

三島税務署による住宅借入金等特別控除の説明会です。

○入場には「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は当日16時まで配付しますが、オンラインで事前に入手する仕組みも導入予定です。

○駐車場は有料です。なるべく公共交通機関をご利用ください。

申告に必要なもの

■全員必要なもの

①令和3年分の給与所得や公的年金の源泉徴収票(配偶者(特別)控除・扶養控除を受ける場合は、配偶者または扶養親族の所得金額がわかるもの)②還付用の金融機関口座(本人名義)がわかるもの③筆記用具・計算機④マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカード・通知カードなど)⑤本人確認書類(運転免許証など)

■医療費控除を受ける人

①「医療費控除の明細書」(添付)、②医療費通知(原本)「医療費通知に関する事項」に記入したもの(添付)、③おむつ使用証明書など各種証明書(添付または提示)

■住宅借入金等特別控除を受ける人

①家屋の登記事項証明書②取得価額がわかる書類(売買契約書のコピーなど)③住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書④住宅ローンなどに敷地も含まれる場合は取得価額・年月日がわかる書類(敷地の登記事項証明書、契約書のコピーなど)⑤補助金などを取得している場合は、その金額がわかるもの

■セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受ける人

①「セルフメディケーション税制の明細書」(添付)、②適用を受ける年分において一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類(添付または提示)

■社会保険料控除を受ける人

国民年金、健康保険などの支払額がわかるもの(国民年金の場合は日本年金機構から送付される控除証明書)

■生命保険料控除・地震保険料控除を受ける人

保険会社などが発行する控除証明書

■障害者控除を受ける人

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、市町村長が発行する障害者控除対象者認定書など(本人・扶養家族分)

お知らせ

日程を守ってごみを捨てましょう



年末年始のごみ収集日の日程

問合せ／環境衛生課(979-8112) ごみ焼却場(974-0223)

令和3年度クリーン函南(ごみカレンダー)をよく確認し、ごみの出し間違いがないようにしましょう。大量のごみや粗大ごみは、分別して焼却場へ直接持ち込んでください。

○年末年始・ごみ収集日

12月	28日(火)	燃やせるごみ(火・金地区)収集最終日
	29日(水)	※ごみの収集はありません
	30日(木)	燃やせるごみ(月・木地区)収集最終日
1月	31日(金)	※ごみの収集はありません。 ※この期間は、ごみ置き場へごみを出さないでください。
	3日(月)	
	4日(火)	以後通常どおり

※1月は空き缶や電球・蛍光灯などの収集はありません。その他の燃やせないごみ・資源ごみの収集日程は「令和3年度クリーン函南」でご確認ください。

○焼却場への持ち込み可能日

12月	26日(日)	9時～15時(12時～13時を除く) 家庭ごみのみ
	27日(月)	8時30分～16時30分(12時～13時を除く)
	28日(火)	9時～15時(12時～13時を除く) 家庭ごみのみ
1月	29日(水)	※持ち込み受け付けはありません。
	30日(木)	
	3日(月)	
	4日(火)	以後通常どおり

※年内最終の持ち込みは、12月29日(水)となります。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、家庭ごみは極力ごみステーションへ出してください。

- ▶年末年始は大変混雑します。マスクの着用など感染防止対策の徹底をお願いします。
- ▶持ち込まれたごみは、場内で分別して下ろしていただきます。スムーズに下ろせるよう、車に積む際にはごみを下ろす順序にご注意ください。原則、ごみの持ち込みはごみ搬出者本人または同居の家族に限ります。
- ▶搬入の際、ごみの発生場所・本人確認をしますので、住所・名前がわかるもの(運転免許証など)をご持参ください。確認できない場合、ごみの受け入れはできません。

お知らせ

町内の体育施設利用者へ

令和4年度学校体育施設利用認定団体・体育施設利用登録団体の説明会

問合せ／生涯学習課(979-1733)

町内体育施設を優先的に予約するには、利用団体としての認定または登録が必要です。希望する団体は申請書を提出のうえ、説明会に出席してください。

○学校体育施設利用認定団体

▶対象

町内に在住または在勤者で構成されている団体(未成年者のみの団体は対象外)で定期的に活動して用具がそろっており、競技ができる人数を満たしていること。

▶使用可能施設

小中学校体育館・グラウンド、函南町体育館、かなみスポーツ公園、柏谷公園野球場、肥田簡易グラウンド

○体育施設利用登録団体

▶対象

町内に在住または在勤者6割以上で構成されている団体(未成年者のみの団体は対象外)で定期的に活動して用具がそろっており、競技ができる人数を満たしていること。

▶使用可能施設

函南町体育館、かなみスポーツ公園、柏谷公園野球場、肥田簡易グラウンド

○説明会

日時／令和4年2月8日(火) 19時～

場所／文化センター 大ホール

その他／各団体必ず1人出席してください。説明会に欠席した場合は、認定・登録できませんのでご注意ください。

○認定・登録期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

○申込み

令和4年1月14日(金)までに、必要書類に記入のうえ、生涯学習課へお申し込みください。書類は文化センター窓口にあります。